

高岡市民病院空調システムにおける経費削減にかかる公募型プロポーザル募集要項

1 募集要項の定義

「高岡市民病院空調システムにおける経費削減にかかる公募型プロポーザル募集要項」（以下、「本要項という。」は、高岡市民病院（以下、「本院」という。）の院内空調システムに係る経費削減を目途とした施設改良工事において、設計業務及び施工業務等を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 本プロポーザルの目的

本院の躯体及び基本設備は、平成8年から13年にかけて建設され、約20年を経過している。とりわけ空調設備は24時間365日の稼働が必要であり、入院患者の施療環境整備において、極めて重要な点の一つであることから、新たな技術・設備を取り入れ、維持管理費や燃料費・電気使用料等のランニングコストの削減を図りつつ、院内環境の安全かつ適切な維持に努めることを目的とした空調設備改良事業（以下「事業」という。）について、広く提案を求めるものである。

3 本プロポーザルの概要

(1)事業対象

高岡市民病院空調システム（冷温・循環・制御にかかる各装置、配管、その他付随する設備を含む。）

(2)業務概要

ア 設計業務

事業の実施のため必要となる施工に係る設計業務

イ 施工業務

事業の実施に係る実際の施工業務

ウ 統括管理業務

設計業務及び施工業務を統括し、提案に基づく設計・施工を円滑に進めるため、各々の業務の検査、検収を含む書類作成、立ち会い、本院との連絡を含む調整その他必要な諸手続きに係る業務

(3)事業期間等

施工完了日を、令和2年3月31日と予定する。

(4)上限提案価格

金 150,000,000 円 (税込)

(5)本院提供資料

- ア 資料1 高岡市民病院空調設備概要
- イ 資料1－別表 機器表
- ウ 資料2 熱源機器運転状況
- エ 資料3 各種エネルギー使用量等

ただし、上記資料のうちイ及びエについては、参加表明書を提出した事業所に対してのみ提供する。

4 参加資格要件

(1)参加者等の構成

- ア 参加者は単独企業、又は特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）によるものとする。
- イ 参加者は、下記(2)及び(3)の参加資格要件を満たす者とする。
- ウ 参加表明書（様式1）に記載されたグループ応募を行う協力会社（以下、「協力会社」という。）は下記(2)及び(5)のうち、当該協力会社が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。
- エ 共同企業体の構成員(代表会社を除く。)は、下記(2)及び(4)の参加資格要件を満たす者とする。

(2)共通する参加資格要件

参加者は、本プロポーザルに係る参加表明書の提出日（以下、「提出日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、提出日から優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定のほか、以下に該当しない者であること。
 - (ア)手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者、又は6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - (イ)会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (ウ)民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- イ 高岡市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 過去3か年にわたり、国税及び主たる事業所及び本プロポーザルに応募しようと

する事業所の所在地における地方税の滞納がないこと。

(3)業務別の参加資格要件

ア 設計業務の参加資格要件

設計業務の参加資格要件については、提案において本院の配管及び躯体設備に係る工事を予定する場合とし、既存設備の更新、増設等に係る内容のみを提案する場合には、この限りでない。

(ア)建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。若しくは、事業の内容に応じた必要な資格を有していること。

(イ)病床 300 床以上の総合病院に対し、直近 3 か年の間に業務が完了した、空調設備の実設計を行った実績を有すること。

ただし、(ア)の要件については、提案において本院の配管及び躯体設備に係る工事を予定する場合とし、既存設備の更新、増設等に係る内容のみを提案する場合には、この限りでない。

イ 施工業務の参加資格要件

(ア)電気工事または管工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ)平成 31 年 - 32 年度市内建設工事業者名簿において、電気工事または管工事についてランクが「A」以上であること。ただし、提案において電気工事を実施する場合には電気工事について、管工事を実施する場合には管工事について所定のランクを必要とするので留意すること。

(ウ)病床 300 床以上の総合病院、若しくは本院延べ床面積と同規模の施設、工場等に対し、直近 3 か年の間に業務が完了した空調関係工事を元請として施工した実績があること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工実績があること。

(エ)常勤で参加者と 3 か月以上の雇用関係にあり、相応の実績及び資格を有する者を現場代理人として、本業務の施工業務に配置できること。

ウ 統括管理業務の参加資格要件

(ア)病床 300 床以上の総合病院、若しくは本院延べ床面積と同規模の施設、工場等に対し、直近 3 か年の間に業務が完了した空調関係工事において、設計、元請施工、若しくは同様の統括管理業務を実施した実績があること。

(イ)常勤で参加者（共同企業体においては、代表者に限る）と 3 か月以上の雇用関係にあり、相応の実績及び資格を有する者を施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること。

(4)共同企業体構成員の参加要件

ア 共同企業体構成員のうち、施工事業者に係る要件は次のとおりとする。

(ア)平成 31 年 - 32 年度市内建設工事業者名簿において、管工事又は電気工事について

ランクが「A」以上であること。ただし、提案において電気工事を実施する場合には電気工事について、管工事を実施する場合については管工事についての所定のランクを必要とするので留意すること。

(イ)高岡市内に営業所を有する業者で、市内における営業年数が3年以上であり、かつ、高岡市建設工事競争入札参加資格者選定要綱第2条の2項に定める各号に該当しない者であること。

(5)協力会社の参加要件

ア 設計業務の参加資格要件

(ア)建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。若しくは、事業の内容に応じた必要な資格を有していること。

(イ)病床300床以上の総合病院に対し、直近3か年の間に業務が完了した、空調設備の実設計を行った実績を有すること。

(ウ)常勤で協力会社と3か月以上の雇用関係にあり、相応の実績及び資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。

ただし、(ア)の要件については、提案において本院の配管及び躯体設備に係る工事を予定する場合とし、既存設備の更新、増設等に係る内容のみを提案する場合には、この限りでない。

イ 施工業務の参加資格要件

(ア)平成31年-32年度市内建設工事業者名簿において、管工事又は電気工事についてランクが「A」以上であること。ただし、提案において電気工事を実施する場合には電気工事について、管工事を実施する場合については管工事についての所定のランクを必要とするので留意すること。

5 本プロポーザルに係るスケジュール

	項目	日時
(1)	公告	
(2)	質疑	
	受付	〃 6月21日(金) 17時まで
	回答	〃 6月28日(金)
(3)	参加表明締切	〃 7月5日(金) 17時まで
(4)	参加資格審査結果通知	〃 7月11日(木)中の発送 ※参加資格を満たさない参加者宛
(5)	提案書提出	〃 7月17日(水) 正午まで

(6)	プレゼンテーション	〃	7月23日(火)
(7)	優先交渉権者の公表	〃	7月26日(金)中の発送を予定
(8)	契約の締結	〃	7月中を予定

6 手続き等

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記により必要な書面を提出すること。

(1) 参加表明書(様式1)の提出

- ① 提出先 高岡市宝町4番1号 高岡市民病院総務課
- ② 提出期限 令和元年7月5日(金) 17時まで
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 押印書類とし、メールでの送付は認めない。
- ⑤ 添付書類
 - ・過去3か月のうちに発行された過去3か年の法人住民税及び固定資産税の納税完了を証明する書類(写本可)
 - ・本要領「4参加資格要件」に掲げる必要な資格を証明する書類の写し

(2) 提案資料の提出

- ① 提出先 高岡市宝町4番1号 高岡市民病院総務課
- ② 提出期限 令和元年7月17日(水) 正午まで
- ③ 提出内容
 - ・提案資料 10部
 - ・提案内容導入に係る見積書 正本1部 副本10部

7 提出書類の内容

(1) 提案資料の形式

- ・会社名を明示すること。
- ・用紙の大きさはA4版とする。また、必要に応じ、A3版の用紙をA4版サイズに折り込むことも可とする。
- ・参加者による資料は、技術的な専門知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

(2) 提案資料の内容

- ・新たに導入を図る設備等がある場合には、その仕様等を明記すること。既存設備との入れ替え更新である場合には必ずその旨を明示すること。
- ・設備の導入・更新その他工事の有無に関わらず、空調システムに係る経費削減の提案があれば、本提案に付随した内容として記載を認める。
- ・提案時に各エネルギーコストの削減効果を算出して盛り込む場合には、下記の単価を試算基準値として使用すること。

ア	A 重油単価	79 円/ℓ	平成 31 年 4 月 1 日付高岡市役所単価契約価格
イ	ガス単価	1,700 円/月額固定 従量分 300 円/m ³	同単価契約価格 (プロパンガス、月 200 m ³ 以上)
ウ	電力使用料	1,539.00 円/kW・月 従量分 11.58 円/kW	

(3) 見積書

- ・見積書については、様式は不問とするが、設計、施工、設備機械購入等、必要な経費を分かりやすく明示して記載すること。
- ・会社名、代表者氏名を記入し、正本は必ず代表者印を押印したものとする。
- ・副本は、押印したものの写しとして差し支えない。

(4) 提出後の取り扱い

- ・提出期間終了後は、記載内容の変更は原則認めない。
- ・提出された書類はいずれも返却しない。
- ・提出された書類は、選考に必要とする範囲において、本院にて複製を作成し、院内及び高岡市都市創造部において使用することがある。
- ・提出された書類及びデータは、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ・提出された書類は、高岡市情報公開条例（平成 17 年高岡市条例第 25 号）に基づく情報公開請求により公開する場合がある。
- ・提案者から提供された従業員などの個人情報本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- ・上記に示す個人情報の取り扱いは、高岡市個人情報保護条例（平成 17 年高岡市条例第 26 号）に従う。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

会社名、担当者名、質問事項を記入のうえ、文書にて提出すること。書式、提出方法は不問とする。

(2) 質問提出期限

令和元年 6 月 21 日（金）17 時まで

(3) 質問の回答方法

参加表明書に記載された連絡担当者あて回答する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。また、質問を含む回答内容については、参加者全てに共有する。

(4) 回答の期限

令和元年6月28日(金)

9 本プロポーザルの審査

(1) 審査会

優先交渉権者の選定は、高岡市民病院空調システムにおける経費削減にかかる公募型プロポーザル選考委員会において実施する。

(2) 参加資格審査

事務局は、提出された参加表明書を元に、本プロポーザルに提案しようとする者が、参加資格要件を有しているか確認を行う。

参加資格が認められない場合には、参加資格審査結果通知書をもって、参加が認められない旨を通知する。

(3) 提案内容の審査

提案内容は、事前に提出された提案書の内容及びプレゼンテーションにおける説明をもとに、総合的に判断のうえ、最も優れた提案を行った参加者を優先交渉権者として選定する。

(4) プレゼンテーション

① 開催日時 令和元年7月23日(火) 13時30分より(予定)

- ・プレゼンテーションについては、1社につき15分以内とし、提案内容について、端的な説明を求める。その後、15分以内で質疑応答を行うものとする。
- ・プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書を提出した順とする。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり使用する備品等は、すべて提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、スクリーンの使用については本院で用意するものとし、使用する場合には提案資料の提出期限までに、本院へ使用の通知を行うこととする。
- ・プレゼンテーションの実施時間等の詳細については、後日参加表明企業に対し文書にて通知する。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は3人までの参加を認める。ただし、主たる説明者は参加者の代表である参加表明書を提出した企業に属する者として認めることとする。
- ・参加者を構成する企業それぞれにおいて、プレゼンテーションにおける説明者を除くそれぞれ2名までの立ち会いを認めることとする。希望する場合には参加者ごとに取りまとめ、「高岡市民病院空調システムにおける経費削減にかかる公募型プロポーザル・プレゼンテーション立会申込書(様式2)」により事前に申請すること。

(5) 参加者の失格

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ① 資格のない者が提案書等を提出した場合。
- ② 提案資料等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- ③ 提案資料等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ④ 提案資料等に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合。
- ⑤ 提案資料等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 本件プロポーザルの公告以後に、選定委員会委員及び本院職員、その他設備管理受託事業者を含めた本院関係者と、当該業務に関して接触を求めた者がいる場合。
- ⑦ 見積書の価格が、当院の設定する上限提案価格を超過している場合。
- ⑧ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づく再生手続きの申し立てその他類似の手続きの申し立てがなされた場合。

10 審査結果の通知

審査結果は、令和元年 7 月 26 日(金)までの間に発送する普通郵便により通知する。

結果は最終的な採択の当落のみとし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式等は公開しない。また、結果に対する異議は受け入れない。

11 採択者との手続き

選考により選ばれた提案者との間においては、仔細の調整後直ちに契約を取り交わし、速やかに施工準備に入るものとする。

12 事務局

〒933-8550 高岡市宝町 4 番 1 号
高岡市民病院 総務課 管財用度係
電話番号 0766-23-0204 (代)

13 その他

- (1) 応募しようとする者は、実施要領などを熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 応募しようとする者は、実施要領などの内容及び決定内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本手続きにおいて仕様する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。